

大阪ヘルスケアパビリオン跡地活用ゾーン開発事業者募集公募型プロポーザル（二段階審査方式）実施要領（別添資料） 新旧対照表

別添資料名	変更前	変更後
準用工作物売買契約書（案）	第 17 条 乙は、甲が第 15 条の定めにより買戻権を行使したとき又は第 11 条の定めにより本契約を解除したときは、甲の指示する期日までに、乙の負担において本物件を原状に回復し、本物件受領後に生じた果実と合わせて、甲乙立会のもとに甲に返還しなければならない。ただし、甲が本物件を原状に回復させることが適当でないとき、その限りでない。	第 17 条 乙は、甲が第 14 条の定めにより買戻権を行使したとき又は第 11 条の定めにより本契約を解除したときは、甲の指示する期日までに、乙の負担において本物件を原状に回復し、本物件受領後に生じた果実と合わせて、甲乙立会のもとに甲に返還しなければならない。ただし、甲が本物件を原状に回復させることが適当でないとき、その限りでない。
準用工作物売買契約書（案）	第 18 条 甲が、第 15 条の定めにより買戻権を行使した場合又は第 11 条の定めにより本契約を解除した場合、甲と乙は、互いに有する金銭債権を対当額について相殺することができ、差額があるときはその差額について返還し又は請求する。甲が乙に対して相殺の意思表示を行う場合、甲は、相殺の順序を指定することができる。	第 18 条 甲が、第 14 条の定めにより買戻権を行使した場合又は第 11 条の定めにより本契約を解除した場合、甲と乙は、互いに有する金銭債権を対当額について相殺することができ、差額があるときはその差額について返還し又は請求する。甲が乙に対して相殺の意思表示を行う場合、甲は、相殺の順序を指定することができる。
様式 18	—	「名称及び代表者氏名」欄を追加